国有林野の貸付等に関する対象者の拡大

(平成27年2月27日付け26林国業第105号林野庁長官通知)

規制改革の内容

特例措置前

国有林を林業に使う目的での貸付・ 使用の対象は、所在する地域の住民 や住民が組織する団体に限定



特例措置

用途を林業に限定した上で、対象を 地域住民等に加え、民有林と国有林を 一体的に活用し経営を効率化しようと する者に拡大

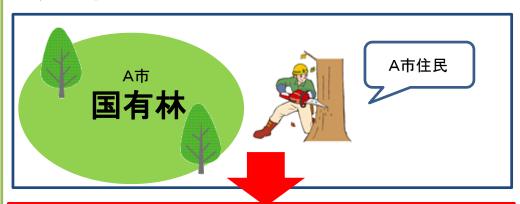


効果

民有林の経営規模の拡大による地域 の産業振興を後押し

規制改革の概要

貸付・使用の対象は、所在する地域住民等に限定



国有林と一体的に活用することで、国有林の貸付・使用対象を地域住民以外にも拡大



民有林と国有林を一体的に活用した林業経営の展開